

助成事業に関するよくあるご質問（FAQ）

1.申請に関するFAQ

Q. 申請方法がWebになりましたが、Web環境がなく申請できません。別の申請方法はないのでしょうか？

財団事務局までメールまたは電話にて、ご連絡をお願いします。
メールまたは郵送にて新書式の申請書を送付いたします。

Q. Web申請の操作方法について教えてください。

奨学サポートWebサイト（ガクシー）のお問合せフォームにてご確認ください。

Q. Webの申請（手続き）方法について教えてください。

財団ホームページの「助成・奨学事業」のWeb申請の流れをご確認頂いた上で
ご不明な点があれば財団事務局までメールまたは電話にてお問い合わせください。

Q. 株式会社などの営利法人での申請はできますか？

営利法人は、申請事業が非営利目的の事業であっても対象となりませんのでご注意ください。

Q. 1団体で複数の事業で申請することは可能ですか？

年間、1団体1事業を基本としております。複数の事業を申請された場合は、年間助成金額として総事業費用の50%、上限100万円の範囲で審査となります。

Q. 助成事業の対象となる事業費を教えてください。

原則として、スポーツ事業に必要な全ての経費が対象になります。主に会場設営費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、スポーツ用具費、講師・審判等への謝礼、旅費等です。
ただし交際接待費および協賛金的な費用は対象外となります。

Q. 支出予算に国外経費（飛行機代、海外での滞在経費）を計上は可能ですか？

特に制約はなく可能です。

Q. 否認された事業を次の申請期間（あるいは次年度）に再度申請することは可能ですか？

実施時期に問題がなければ、可能です。

Q. 対象団体であることを証明する書類等を教えてください。

貴団体の登記簿、定款または寄付行為等の規約、前年度会計報告 および 事業報告等の書類です。

Q. どのような事業が対象になるのか教えてください。

財団ホームページのトップページ下部に事業報告・決算に交付団体および事業を記載しておりますので一例としてご参照ください。

www.yonexsports-f.or.jp/index.html

Q. 対象としているジュニアの年齢を教えてください。

財団の定めるジュニアは、満30歳未満となります。

Q. テニス競技で国内事業を主としていますが、海外遠征も考えています。どちらで申請すればいいのでしょうか？

国内事業内容と海外遠征が一連の事業であれば「国際交流普及助成事業」にて申請いただけますが、分離していれば「国際交流普及助成事業」と「ジュニアスポーツ振興助成事業」各々の内容を明確にし申請をお願いします。

2. 事業の種類および対象に関するFAQ

Q. 助成事業の対象となるスポーツ競技などの制限について教えてください。

助成事業に「ジュニアスポーツ振興助成事業」と「国際交流普及助成事業」があります。

【ジュニアスポーツ振興助成事業】

全てのスポーツ競技でジュニアのスポーツ振興が対象となります。

【国際交流普及助成事業】

バドミントン・テニス・ソフトテニス競技で、日本国籍ジュニアが海外遠征や海外トップ選手を国内招聘する選手強化事業が対象となります。

Q. 国際交流普及事業は、何故スポーツ競技が限定されているのですか？

当財団創設者の米山稔の遺志に沿い、テニス・バドミントン競技でのオリンピック・世界大会でのメダリストを育成する目的と限られた資金の中で競技を絞り2022年に新設いたしました。

3. 審査に関するFAQ

Q. 審査結果の通知について教えてください。

審査にて決定後、速やかにメールにて連絡いたします。

Q. 審査は誰がどのように行いますか

当財団が定める審査委員会にて厳正なる審査を行います。

Q. 過去の申請件数、助成金交付事業を知ることはできますか

財団ホームページのトップページ下部に事業報告・決算に交付団体および事業を記載しておりますので一例としてご参照ください。

www.yonexsports-f.or.jp/index.html

Q. 前回どのくらいの申請があったのでしょうか？

2021年度は前期・後期合計146事業の申請があり、2022年度は前期・後期154事業の申請がありました。

4.助成金に関するFAQ

Q. 助成金の金額を教えてください。

【ジュニアスポーツ振興助成事業】

年間1事業の総事業費用の50%、上限100万円以内の範囲で審査となり、複数事業の申請や前期と後期で申請された場合も年間100万円を上限として審査いたします。

【国際交流普及助成事業】

年間1事業の総事業費用の50%、上限500万円以内の範囲で審査となり、複数事業の申請や前期と後期で申請された場合も年間500万円を上限として審査いたします。

Q. 助成金の受取方法を教えてください。

助成事業に決定した場合は、財団事務局より請書・振込先の提出依頼をメールで行います。Webにて口座番号を入力、請書を添付し手続きください。提出書類を確認し、ご指定の口座にお振り込みいたします。

Q. 交付された助成金の返金はあるのでしょうか？

下記の場合、返金していただきます。

- ①助成金が経費総額の50%を超える場合や余剰金（繰越金）が発生した場合。
- ②やむを得ず事業を中止した場合や事業対象費目以外に使用された場合。
- ③その他、使用用途が適正でないと事務局が判断した場合等

Q. 助成金の振込口座は個人の口座でもいいのでしょうか？

当財団を管轄する税務署の指導により、個人口座の場合は課税対象とみなされる可能性があるため、申請団体名もしくは事業名の口座にお振り込みいたします。

5.事業報告・その他に関するFAQ

Q. 事業の報告について教えてください。

申請された助成交付事業が完了してから2ヶ月以内にWebより、各「助成事業実施報告書」にご入力いただき、ご報告ください。

Q. 助成金の経理処理について教えてください。

助成金を交付されました事業の経費に関しては、Webより各助成事業実施報告書の収支計算書に、他の経理と区分してご入力をいただき、その支出内容を証する領収書添付して頂きますので、整備・保管しておいてください。